

全 國

商工新聞

長岡版

発行編集 長岡民生商工会
長岡市中沢町一六七-一
〇二五八・三三一・五九四八

2020年
9月21日
第2021号

やっと秋を感じるようになり
ました。今秋は特にインフル予
防接種は必須です。

給付金・減免・軽減 できることはもれなくしましょう

国の持続化給付金・家賃支援給付金のほか、
固定資産税・都市計画税の軽減措置の制度がで
きました。対象になる方はぜひご検討ください。
○概要 令和3年度の1年分の事業用家屋及
び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課
税標準（税金計算の根拠の金額）をゼロまたは
2分の1に軽減する。

○軽減対象 事業用家屋及び償却資産
○申請できる人 令和2年2月から10月ま
での任意の連続する3か月間の事業収入が前年
の同期間と比べて一定以上の割合で減少した人
○軽減割合

事業収入減少率50%以上 ⇓ 全額軽減
⇓ 減少率30%～49% ⇓ 2分の1軽減
○申請書類・事業収入割合等記載した申告書
（長岡市のホームページから出力可）
・収入減を証明する書類

○申請期間 令和3年1月4日～2月1日
・提出先 長岡市財務部資産税課あてに郵送
尚、申告書は税理士等にFAXの確認が必要とな
ります。詳しくは民商事務局にご相談ください。

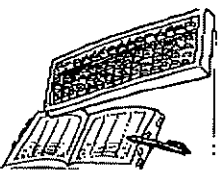
新しい仲間をご紹介ください

最近、「確定申告まだなので相談したい」「持
続化給付金も申請したい」「今まで自分で申告
していたが今後相談しながら申告したい」など
の理由で民商に入会される方がおられ、多くが
民商の会員からの紹介です。
まわりに申告・相談・申請などで困っている
同業者・知り合いはいませんか？話してみると
意外と身近にいるかもしれません。これと思う
方に声をかけてください。数を力に、民商を強
くするために、仲間を増やしましょう。

9月24日宣伝行動に参加を！
消費増税撤回、5%への減税を訴え、恒例の宣伝
行動を行います。
日時9月24日（木）12時15分～13時
場所アオーレ前アーケード下
詳しくは今日のチラシをご覧ください。

国や市からの「問い合わせ・お尋ね」

一部の会員に、税務署や市の税務課から問い
あわせの書類やハガキが届いています。
・酒類の手持た品課税
これは、料飲店・旅館全員の送付されたもので、
今年10月1日から酒税率が変わるため、その
時点での在庫（課税済み）に関して税を再計算
して追加または戻すためのものです。すでに廃
業している会員にも届いています。
・上半期（1～6月）所得税調査
所得税を毎月納めるのでなく年2回ないし1回
で納めている会員に、上半期の月ごとの支払賃
金・所得税額・徴収の有無などを記載・郵送提
出させるものです（提出期限9月14日です）。
酒類調査は提出不要の場合もありますが所得
税調査は期限過ぎても記入・提出は必須です。
書き方等は事務局にご相談ください。



事務所に来所の際は、必ず事前の連絡を！

最近、持続化給付金や家賃補助制度などの関係
で、事務所に相談に来られる方が大変増えていま
す。相談内容によってはかなり時間がかかる場合
もありますので、事前に事務局と時間を打ち合わ
せてからおいでください。そうでないとい他の相談
者と話し中で対応できなかったり、集金・配達・
会議・書類提出で役所まわり等外出で不在だった
りする場合があります。よろしくお願ひします。